

令和8年度 九州大学学生後援会助成事業  
「学生後援会サークル活動特別支援助成」募集要項

1. 趣旨

通常の活動資金では対応困難な案件（高額な物品の購入や備品、設備の修繕等）の支援を行う。

2. 申請資格

申請時において、九州大学公認学生団体（学部公認の学生団体を含む）であり、かつ団体構成員の保護者の40%以上が学生後援会の会員であること。

3. 実施期間

令和8年4月から令和9年3月末までの期間

4. 採択条件

**1件が30万円以上の案件 ※備品の場合は単品の価格とする（複数可）**

※ 緊急性を伴う場合はこれを優先する。

5. 支援助成額

必要性を考慮し決定する。

6. 助成対象経費

- (1) 備品調達費
- (2) 備品修理費・設備等の修繕費
- (3) 施設利用費
- (4) その他課外活動の活性化に必要な経費

※1 上記各号の諸経費については、原則、各団体の強化のために充てるものとする。

※2 施設利用費は、学内に課外活動施設のない団体に限り申請を認め、学外施設において活動する際の使用料を助成対象とする。

※3 旅費については助成対象外とする。

※4 備品等の単価が「4.採択条件」に定める金額に満たないものであっても、複数の部品を組み合わせることにより、ひとつの製品として機能するものは、それらをまとめた申請を認めることがある。

※5 本後援会より支払先の指定口座へ直接振込むため、採択団体の決定時において支払いがすでに完了しているものの申請は認めない。

本後援会から学生団体口座への振込による助成金の支給は行わない。

## 7. 申請方法

指定の申請書（様式）に必要な書類を添付し、学生後援会事務局へ直接または所属部局等の学生担当係を通じて提出すること。

- (1) 学生後援会サークル活動特別支援助成申請書（必須）
- (2) 見積書<sup>※1</sup>（必須）
- (3) カタログ（必須）
- (4) 現状の写真<sup>※2</sup>
- (5) 顧問教員の承認<sup>※3</sup>（必須）

※1 見積書は必ず業者等から提出されたものであること。

※2 新規購入等で、現物がない場合は省略できる。その場合は、九州大学 学生後援会緊急特別支援助成事業申請書の「2. 添付書類」にある「現状写真」において、 省略 にチェックを入れて提出すること。

※3 メール又は書面による確認書類を提出すること。

## 8. 申請締切

九州大学学生後援会事務局 令和8年5月15日（金）

- ・伊都地区 センター1号館2階⑧番窓口
- ・所属部局等の学生担当係（学部公認団体のみ）

## 9. 申請先

九州大学学生後援会事務局

## 10. 選考方法

書類審査、必要によりヒアリングを行う場合がある。

### 【選考内容】

①学生団体の活動状況（団体活動の目的、活動内容、成果・成績）

（評価の着眼点）

- ・団体活動の目的は
- ・活動状況は活発か
- ・成績・発表会等の状況は
- ・部員数は十分か
- ・OBとの連携は

②申請内容と整備による効果

（評価の着眼点）

- ・活動支援を申請した理由は十分に効果を期待できるか
- ・団体活動の目的、活動内容、活動規模に見合った内容か
- ・成果について十分な効果が見込めるか（教育効果、成績）
- ・整備等スケジュールは無理がないか、妥当か
- ・整備等に他の支援があるか
- ・学生団体の将来目標は十分検討されているか

③支援の緊急度・必要性（総合評価項目）

（評価の着眼点）

- ・上記の評価結果及び申請書全体の記載内容を踏まえ、総合的な観点から支援の必要性があるか

## 11. 採択決定時期

令和8年8月以降に申請者へ結果を通知する。

## 12. 採択団体の義務

支援を受けての成果・活用等状況報告書を提出する。（完了後半年以内）

※詳細については、採択団体あてに別途通知する。

## 13. 留意事項

- (1) 申請書の記入漏れ、内容に不備がある、添付書類が不足する場合等、申請を受理しないことがある。
- (2) 採択された学生団体は本後援会ウェブサイト等へ公表する。
- (3) 上記「12. 採択学生団体の義務」を履行しない者には、物品の返却、助成金の返還を求めることがある。

## 14. 問い合わせ先

九州大学学生後援会事務局

E-mail : gaggekouenkai@jimu.kyushu-u.ac.jp

TEL : (ダイヤル) 092-802-5968

FAX : 092-802-5990

## 15. Q&A

Q1. 例えば、器具1個あたり3万円、10個セットで1箱30万円として店舗で販売されている場合、1箱で買えば30万円以上なので申請してよいか。

A1. 原則、物品の場合は単品で30万円以上が申請要件のため対象外です。ただし通常、10個入りで1セット物として販売されているものについては、申請前に「14. 問い合わせ先」に相談してください。

Q2. 大会用のユニフォーム4万円、九大のネーム・マークを入れるための刺繍等で2万円、併せて6万円×5名分以上で申請できるか。

A2. 「必要な付属物等」として、ネーム等を入れることが認められることがありますので、申請前に「14. 問い合わせ先」にご確認ください。

なお、個人の所有物となるものは不可とします。（団体へ返却しないもの）

Q 3. 申請後、採択結果がわかる前に、申請物品等を変更できるのか。また、採択結果がわかる前に、申請物品等を購入してしまったが、どうすればよいか。

A 3. 申請受付期間中であれば訂正して、締め切り期間内に再提出してください。なお、審査結果の通知前に物品等を購入した場合は、申請を取り下げてください。現金の支給はできません。

Q 4. 希望する物品が海外製品で、見積りを取得することができない。どうにか購入する方法はないか。

A 4. 購入できない可能性がありますので、申請前に「1 4. 問い合わせ先」に相談してください。

Q 5. ネット通販の方が安く購入できる。購入できるか。

A 5. 原則購入できません。

購入先への支払いは提出された請求書により本後援会から直接行います。現金の支給は出来ません。（立替え払い不可）

ただし、ネット通販でしか取り扱いをしていない等、特別な事情がある場合は、申請前に「1 4. 問い合わせ先」に相談してください。

Q 6. 整備費として建物（コンテナ等）を建てることはできるか。

A 6. できません。

建物等の新設・設置等は、大学で管理されています。

Q 7. 大会等のエントリー費や連盟等への加盟費は申請できるか。

A 7. できません。

Q 8. 強化合宿等を行う際に必要となる施設使用料は申請できるか？

A 8. 原則できませんが、学内に課外活動施設のない団体に限り、本後援会から直接の支払いが可能な場合は認めることがあります。申請前に見積書を取得の上、

「1 4. 問い合わせ先」に相談してください。

Q 9. どの業者に見積りを依頼したらよいかわからない。

A 9. 「1 4. 問い合わせ先」にご相談ください。

Q 10. 「4. 採択条件」の金額に消費税は含まれるのか。

A 10. 含まれます。